

第一部

県内全域で利用できる公的助成制度

制度の見方

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号

目的に合わせて制度を分類しています。

②リフォーム

<p>R6こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度</p>	<p>補助対象工事</p> <p>(1)こどもみらいテレワーク対応リフォーム(必須) 机の作り付け又は間仕切り壁等の新設</p> <p>(2)子育てライフ対応リフォーム 省エネ、防音や内装の木質化工事 家事や子育ての負担軽減となる工事</p> <p>(3)しずおか優良木材等補助加算 しずおか優良木材等を床・壁等の仕上げ材に 10 m²以上使用する工事</p>	<p>静岡県 住まいづくり課</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">制度名</div>	<p>最大 25 万円/戸 補助率 補助対象工事費用の 1/2 以内(1000 円未満切り捨て) 「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大 14 万円の補助加算</p>	<p>054-221-3084</p>
<p>子育てエコホーム支援事業</p>	<p>・子育てエコホーム支援事業者と工事請負契約等を締結してリフォーム工事をする事。</p> <p>・対象工事 ※(4)～(8)は(1)～(3)のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象</p> <p>(1)開口部の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (3)エコ住宅設備の設置 (4)子育て対応改修 (5)防災性向上改修 (6)バリアフリー改修 (7)空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8)リフォーム瑕疵保険等への加入</p>	<p>子育てエコホーム支援事業事務局</p>
	<p>補助対象工事ごとに定められた額の合計(上限 30 万円/戸) ※要件を満たす場合は上限の引上げがあります。</p>	<p>0570-055-224</p>

制度表には、
制度名、制度概要、補助額等、問い合わせ先、
電話番号などを記載しています。

※制度は、令和6年4月1日時点のものを掲載しています。

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
①新築・購入		
しずおか住宅ローン優遇制度	<p>下記のいずれかを満たす場合に、住宅ローンの金利の優遇、または、手数料を割引きます。</p> <p>【TOUKAI-0型】 昭和56年5月以前に建設された木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満となったものを、除去して建替える場合</p> <p>【しずおか木の家型】 「しずおか優良木材等」を住宅全体の50%以上使用した木造住宅を新築・購入する場合</p> <p>【住宅性能表示型】 新たに設計住宅性能評価を取得して住宅を建設する、または、取得している住宅を購入する場合</p> <p>【長期優良住宅型】 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅を建設、または、認定を受けている住宅を購入する場合</p> <p>【定期借地型】 (JA あいら伊豆、JA はいなん、JA とぴあ浜松を除く) 土地の有効利用を促進するため、定期借地権制度を活用して住宅を購入する場合</p> <p>【リフォーム型】 (スルガ銀行、浜松磐田信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫での取扱い) 優良な住宅ストックの形成や健全な住宅市場の整備促進のため、住宅をリフォームする場合</p>	静岡県 住まいづくり課
	各金融機関による	

○ しずおか住宅ローン優遇制度取り扱い金融機関一覧（令和6年4月1日現在）

金融機関名	優遇内容	問合せ先（電話番号）
静岡銀行	リフォームローン（しずぎんリフォーム天国） 基本金利から0.2%優遇	各ライフデザインステーション
		三島 0120-86-0619
		御殿場 0120-86-0659
		沼津 0120-86-0614
		富士 0120-86-0627
		富士宮 0120-86-0196
		清水 0120-86-0276
		静岡 0120-86-0249
		東静岡 0120-86-0249
		藤枝 0120-86-0293
		掛川 0120-86-0975
		磐田 0120-86-0994
		浜松 0120-86-0926
		浜北 0120-86-0844
葵町 0120-86-0954		

スルガ銀行	融資手数料優遇（リフォーム含む）	各支店 本店営業部 055-961-0080 沼津セントラル 055-926-1001 三島セントラル 055-971-1212 伊豆長岡 055-949-1241 熱海駅 0557-81-9137 伊東 0557-37-0080 下田 0558-22-0888 御殿場駅 0550-82-1122 富士吉原 0545-52-5000 清水 054-352-5137 静岡岡 054-252-0141 藤枝 054-641-3455 榛原 0548-22-1221 掛川 0537-22-5121 浜松 053-454-1050
清水銀行	住宅ローン当初固定金利期間選択時 基準金利から0.3%優遇（リフォーム含む） ※他の優遇制度との併用不可	各ローンセンター 東部 055-975-3001 富士 0545-52-8020 清水 054-351-2220 東静岡 054-281-5200 静岡岡 054-245-6111 藤枝 054-646-9777 浜松 053-469-1122
静岡中央銀行	住宅ローン基準金利から0.1%優遇（リフォーム含む）	各住宅ローンセンター 岳麓 055-962-3300 静岡清 054-262-3232
しずおか焼津信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	お客様サポート部 054-270-8011
静岡信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇（リフォーム含む） フラット35定額手数料半額	営業推進部 054-254-5535
浜松磐田信用金庫	住宅ローン基準金利から0.2%優遇	夢おいプラザ 053-463-1164
沼津信用金庫	住宅ローン取扱手数料半額 住宅ローン基準金利から0.1%優遇	融資部 055-962-6766
三島信用金庫	住宅ローン適用金利から0.05%優遇	マーケティング戦略部 055-973-5565
富士宮信用金庫	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	融資部審査課 0544-23-3117
島田掛川信用金庫	住宅ローン基準金利から0.05%優遇	営業統括部 0547-37-5195
富士信用金庫	住宅ローン金利0.1%優遇	融資部審査課 0545-53-2004
遠州信用金庫	変動金利型・固定金利選択型住宅ローンの金利優遇 項目の1つとして0.2%優遇（リフォーム、定期借地型含む）	生活サポート部 053-472-2120
J Aふじ伊豆	住宅ローン基準金利から0.1%優遇	金融指導課 055-933-7001
J Aしみず	固定金利期間満了時の金利から0.2%優遇	ローンセンター 054-367-3268
J A静岡市	所定住宅ローン商品の事務取扱手数料割引	融資推進課 054-288-8447

金融機関名	優遇内容	問合せ先(電話番号)
J A大井川	住宅ローン借入者に地元産米贈呈	金融部融資課 054-646-5143
J Aハイナン	固定金利選択型住宅ローンの金利軽減項目の1つとして取扱い(新規取扱い終了)	金融企画課 0548-22-9538
J A掛川市	住宅ローン借入者に掛川茶(ボトル缶)贈呈	ローンセンター 0537-22-4118
J A遠州夢咲	住宅ローン借入者(主債務者)に緑茶贈呈	融 資 課 0537-73-6924
J A遠州中央	全期間変動金利型住宅ローン・固定金利特約付住宅ローンの基準金利から0.1%軽減	金融推進課 0538-30-7300
J Aとびあ浜松	変動固定ミックス型住宅ローン、固定金利特約付き住宅ローンの基準金利から0.2%軽減	金融推進部推進企画課 053-476-3121
J Aみっかび	住宅ローン金利軽減項目の1項目として取扱い	金 融 課 053-525-1013

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
①新築・購入		
住んでよし、しずおか木の家推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するために、静岡県内において、木造住宅を取得(新築・増改築)、または、住宅をリフォームすること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を4㎡以上使用すること。 ・リフォームは、仕上材に「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和7年3月8日までであること。 ・施工者は、県内に事業所、または、営業所を有する建築業者等であること。 ・住宅の設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 	静岡県 林業振興課
	「しずおか優良木材等」使用量、または、使用面積に応じて最大30万円(1棟あたり)	054-221-2691
しずおか木使い施設推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内において、住宅兼店舗などの木造施設を建築(新築・増改築)、または、施設を木質化すること。 ・新築・増改築は、「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。 ・施設の木質化は、「しずおか優良木材等」を20㎡以上使用する 	静岡県 林業振興課

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しずおか優良木材等」のうち、20%以上が森林認証材であること。 ・「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が令和7年3月8日までであること。 ・施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。 ・アンケートや住宅見学会開催に協力できること。 	
	「しずおか優良木材等」使用量、または、使用面積に応じて最大150万円(1棟あたり)	054-221-2691
省エネ住宅新築等事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅の新築及び戸建て新築住宅の購入 ・県内中小工務店が施工すること ・ZEH水準の省エネ性能をみたすこと ・子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く世帯であること <p>※子育て世帯・若者夫婦世帯は国の「子育てエコホーム支援事業」が利用できます。</p> <p>※国の補助金を受けた住宅は当補助金の対象外です。</p>	静岡県 住まいづくり課
	定額 40万円/戸「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大30万円の補助加算	054-221-3071
子育てエコホーム支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかであること。 ・こどもエコすまい支援事業者と工事請負契約を締結して住宅を新築すること等。 	住宅省エネ2024キャンペーン
	1戸当たり100万円 ※対象条件は公式ホームページを御確認ください。	0570-200-594
ZEH補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしていること。 ・一般社団法人 環境共創イニシアチブに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与(設計、建築、改修又は販売)する住宅であること。 <p>※ZEH+については追加の要件があります。詳細は各補助事業の公募要領を必ずご確認ください。</p>	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
	ZEH 55万円/戸 ZEH+ 100万円/戸(ハイグレード仕様は上限25万/戸加算)	03-5565-4030
サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) LCCM戸建住宅部門	<p>本事業は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して補助を行う事業です。</p> <p>※詳細は各補助事業の公募要領を必ずご確認ください。</p>	一般社団法人 環境共生住宅推進協議会
	1戸あたり上限140万円	03-6228-1410

②リフォーム		
R6こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度	補助対象工事 (1)こどもみらいテレワーク対応リフォーム(必須) 机の作り付け又は間仕切り壁等の新設 (2)子育てライフ対応リフォーム 省エネ、防音や内装の木質化工事 家事や子育ての負担軽減となる工事 (3)しずおか優良木材等補助加算 しずおか優良木材等を床・壁等の仕上げ材に 10 m ² 以上使用する工事	静岡県 住まいづくり課
	最大 25 万円/戸 補助率 補助対象工事費用の 1/2 以内(1000 円未満切り捨て) 「しずおか優良木材等」使用量に応じて最大 14 万円の補助加算	054-221-3084
子育てエコホーム支援事業	・子育てエコホーム支援事業者と工事請負契約等を締結してリフォーム工事をする事。 ・対象工事 ※(4)～(8)は(1)～(3)のいずれかと同時に行う場合のみ補助の対象 (1)開口部の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (3)エコ住宅設備の設置 (4)子育て対応改修 (5)防災性向上改修 (6)バリアフリー改修 (7)空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8)リフォーム瑕疵保険等への加入	子育てエコホーム支援事業事務局
	補助対象工事ごとに定められた額の合計(上限 30 万円/戸) ※要件を満たす場合は上限の引上げがあります。	0570-055-224
長期優良住宅化リフォーム推進事業	以下を満たすリフォーム工事 ・リフォーム工事前にインスペクションを実施すること ・リフォーム後の住宅が構造躯体等の劣化対策、耐震性及び省エネルギー対策の性能が確保されていること ・リフォーム履歴と維持保全計画を作成すること ※住戸規模等、その他詳細な条件については問合せ先 HP をご確認ください。	長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

	<p>補助率 1/3</p> <p>(1)評価基準型 80 万円/戸</p> <p>(2)認定長期優良住宅型 160 万円/戸</p> <p>※3世代同居対応改修工事、若者世帯(40 歳未満)、子育て世帯(18 歳未満の子供がいる世帯)、既存住宅購入者のいずれかに当てはまる場合、50 万円を加算</p>	03-5805-0522
先進的窓リノベ事業	<p>以下(1)(2)(3)を満たすこと</p> <p>(1)窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をすること</p> <p>(2)対象製品を用いたガラス交換、内窓設置、外窓交換に該当する工事を既存住宅に対し行うこと</p> <p>(3)補助額が 5 万円以上であること</p> <p>※詳しくは公式ホームページを御確認ください。</p>	先進的窓リノベ事業事務局
	<p>高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の 1/2 相当等を定額補助(上限 200 万円)</p>	0570-200-594
既存住宅の断熱リフォーム支援事業(環境省事業)	<p>既存住宅のエネルギー消費効率の改善と脱炭素化を支援するため、高性能建材(断熱材、窓・ガラス、玄関ドア)を用いた断熱リフォームに対し補助します。</p> <p>詳細については問合せ先 HP でご確認ください。</p> <p>https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html</p>	公益財団法人北海道環境財団
	<p>補助率 1/3</p> <p>(1)戸建て住宅 上限 120 万円/戸</p> <p>(2)集合住宅 上限 15 万円/戸</p> <p>(玄関ドアも改修する場合は 20 万円)</p> <p>※要件を満たした場合は、家庭用設備(蓄熱設備、蓄電設備、エアコン等)についても補助の対象となります。</p>	011-206-1573
次世代省エネ建材の実証支援事業	<p>住宅の改修方法を 3 つの区分から選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外張り断熱 ・内張り断熱 ・窓断熱 	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2 以内(補助対象経費) 補助額の上限額 300 万円(外張り断熱) 	03-5565-3110

③空き家、移住・定住

移住・就業
支援金

次の(1)～(4)の全てに該当する方

(1)ア、イのいずれにも該当する方

ア 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上

「東京23区に在住していた方」または、「東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区へ通勤していた方」

イ 移住する直前に、連続して1年以上

「東京23区内に在住していた方」または、「東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内へ通勤していた方」

※東京圏の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間(修業年限を上限とする。高等専門学校は2年)も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

※条件不利地域に該当する市町村は、県HPを確認

(<http://iju.pref.shizuoka.jp/news/ijushienkin.html>)

(2)支援金申請時に、移住後3か月以上1年以内であること

(3)移住先の市町に、支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること

(4)次のア～オのいずれかに該当する方

ア【就業】静岡県のマッチングサイト「しずおか就職net」等に
移住・就業支援金の対象として掲載された求人に新規就業した方

イ【起業】(公財)静岡県産業振興財団が実施する起業支援事業の交付決定を受けた方

ウ【専門人材】内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

エ【テレワーク】自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠としながら、移住元での業務を引き続き行う方

オ【関係人口】各市町が設定する本事業における「関係人口」の要件に該当する方

※各市町の関係人口の要件は、県HPを確認

(<https://iju.pref.shizuoka.jp/news/ijushienkin.html>)

※同一の市町に対しての支援金の申請は、同一世帯で1回に限ります

静岡県

くらし・環境部

企画政策課

	<p>2人以上の世帯の場合 100 万円</p> <p>※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の世帯員一人につき最大 100 万円を加算 (18 歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18 歳未満の世帯員をいいます。)</p> <p>単身の場合 60 万円</p>	054-221-2540
ふじのくに 空き家バンク 移転費補助	<p>以下の全てを満たす住宅住宅へ転居する方が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに空き家バンクに登録された住宅 ・空き家となった日から起算して、1年以上した住宅 ・耐震性を有する住宅(耐震補強工事を実施するものも含む) <p>以下の全ての経費が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引っ越し代 ・レンタカー代 ・現在お住まいの住居にある家財道具の廃棄代 ・仲介手数料 ・賃借の契約に係る敷金、礼金 ・現在お住まいの住居から移転する空き家までの運賃(公共交通機関に限る)(1回分の移動に限る) 	静岡県 くらし・環境部 住まいづくり課
	<p>補助対象経費の 10/10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内からの移転 最大 10 万円 ・県外からの移転 最大 20 万円 	054-221-3081

⑥高齢者や障害のある方

介護保険の 住宅改修	<p>・要介護又は要支援認定を受けた方で、住宅改修を行う方</p> <p>・市町に事前に申請すること。</p> <p>・厚生労働大臣が定めた住宅改修の種類に該当すること。</p> <p><住宅改修の種類></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸などへの扉の取替え (5)洋式便器などへの便器の取替え (6)上記(1)～(5)に付帯して必要な工事 	市町窓口
	<p>原則として対象経費の 9/10(限度額 18 万円)</p> <p>ただし、</p> <p>一定以上の所得のある人は対象経費の 8/10(限度額 16 万円)</p> <p>特に所得が高い人は対象経費の 7/10(限度額 14 万円)</p>	P24 以降 参照

日常生活用具 給付等事業	日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者の方に対する給付	市町窓口
	用具の購入費、改修費、対象者、限度額等は各市町にお問い合わせください。	P24 以降 参照

⑦住宅に困窮する方

住居確保 給付金	<p>以下の状況により経済的に困窮し、住居喪失者又は、住居喪失のおそれがある者</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請日において2年以内に離職・廃業。 ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により、引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること（令和2年4月20日施行） 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 ただし、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める場合は、申請日の属する月から起算して3か月間（第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、6か月間）に限り、当該取組を行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる。 収入及び資産に関する要件を満たすこと 申請月の世帯収入合計額が、「基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12) + 家賃額」未満であることが必要です。 申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額の6か月分（ただし、100万円を超えない額）以下であること。 住居確保給付金を受給している間は、以下の活動を行うこと（詳細については、お住まいの市町の窓口にお問い合わせ願います。） 	静岡県 健康福祉部 地域福祉課
-------------	---	-----------------------

	<p>ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者</p> <p>(1)月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</p> <p>(2)月2回以上、公共職業安定所等で職業相談を受ける</p> <p>(3)原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受ける</p> <p>イ 自立に向けた活動を行う支給決定者</p> <p>(1)月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</p> <p>(2)原則月1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受ける</p> <p>(3)経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う</p> <p>ウ プランの作成</p> <p>住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給申請者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランを策定する。支給決定者は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金は、家主に直接支払われます。 ・住居確保給付金の支給期間は、原則3か月。一定の条件を満たせば、最長9か月受給可能。受給期間が終了した方について、再支給が可能（詳細については、お住まいの市町の窓口にお問合せ願います。 	
	各市町により異なる (P24 以降参照)	054-221-3501
⑧災害対策		
わが家の 専門家診断事業	市町が派遣する専門家による耐震診断を無料で受けられます 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	無料	市町窓口 (P24 参照)
木造住宅の 耐震改修事業 (補強計画一体型)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方 又は所有者の方 以下の条件を満たすこと (1)耐震診断の結果、倒壊の危険性が高い住宅 (2)改修後の評点が1.0以上かつ改修前の評点より0.3以上向上する耐震補強工事	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課

	<p>一般世帯(90万円～130万円) 高年齢のみ世帯等(110万円～150万円) ※市町により、補助額等が異なります。</p>	市町窓口 (P24 参照)
ブロック塀等の安全確保事業	<p>・危険なブロック塀等除却事業 地震発生時において、倒壊等の危険がある道路等に面したブロック塀・石塀等の除却工事</p> <p>・ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等) 緊急輸送路、避難路等に面するブロック塀等を安全な塀の耐震改修又は建替え又は除却工事</p>	静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
	<p>各市町の制度により異なります。 ※建替え事業は、実施をしていない市町もあります</p>	市町窓口 (P24 参照)
⑨被災者支援		
被災者住宅再建支援事業	<p>・被災者生活再建支援制度で規定する自然災害により、住宅に半壊被害を受けた世帯であって、経済的理由等により住宅を再建することが困難な方</p> <p>・所得や年齢等の制限があります。</p>	静岡県健康福祉部 企画政策課
	住宅の建設、購入、補修費 限度額 50万円	054-221-2363
被災者生活再建支援制度	一定規模以上の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方	静岡県健康福祉部 企画政策課
	<p>以下の(1)と(2)の合計額を定額(渡し切り)方式で支給</p> <p>(1)被害状況による支給 全壊世帯 100万円 大規模半壊世帯 50万円</p> <p>(2)住宅の再建方法による支給 (中規模半壊世帯はそれぞれ 1/2) 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円 (単身世帯はそれぞれ 3/4)</p> <p>※用途の制限はありません。</p>	054-221-2363
被災者自立生活再建支援事業	被災者生活再建支援制度の適用外の自然災害により、住宅が全壊等の被害を受けた方	静岡県健康福祉部 企画政策課

	<p>以下の(1)と(2)の合計額を定額(渡し切り)方式で支給</p> <p>(1)被害状況による支給 全壊世帯 100 万円 大規模半壊世帯 50 万円</p> <p>(2)住宅の再建方法による支給 (中規模半壊世帯はそれぞれ 1/2) 住宅を建設・購入する世帯 200 万円 住宅を補修する世帯 100 万円 住宅を賃借する世帯 50 万円 (単身世帯はそれぞれ 3/4)</p> <p>※用途の制限はありません。</p>	054-221-2363
災害特別見舞金	13 月を経過する日までに複数回罹災した世帯(罹災証明書で判断)	静岡県健康福祉部企画政策課企画班
	<p>全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害が発生した日から起算して、13 月を経過する日までに、全壊、半壊、準半壊又は床上浸水した災害により住家が再度被害を受けた場合において、当該世帯の世帯主に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全 壊 1世帯当たり 10 万円 ・半 壊 1世帯当たり 5万円 ・準 半 壊 1世帯当たり 2万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円 <p>(再度被害の罹災証明書の区分により支給)</p>	054-221-2363
住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅の屋根や台所、トイレ、風呂など日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理であること ・応急仮設住宅の利用をしていないこと <p>※公営住宅を一時避難として使用する場合であれば、応急修理を利用可能。ただし、修理完了後は公営住宅から退去する必要がある。</p>	静岡県健康福祉部企画政策課
	<p>大規模半壊の住家被害を受けたもの又は半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができないもの: 70 万6千円</p> <p>一部損壊(準半壊)の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができないもの: 34 万3千円</p>	054-221-2363

